

薬 第 2163 号
令和 5 年 6 月 22 日

各保健所設置市薬務主管課長 様

神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課長
(公 印 省 略)

神奈川県薬物濫用防止条例第 10 条第 1 項に基づく知事指定薬物の指定
について (通知)

このことについて、令和 5 年 6 月 21 日付けで、神奈川県薬物濫用防止条例 (平成 27 年 3 月 20 日条例第 10 号) 第 10 条第 1 項の規定により、別添県公報のとおり知事指定薬物 3 物質が指定、告示されましたので、御了知いただきますよう通知します。

また、別記の関係団体あて別途通知済みであること、及び当該知事指定薬物は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する指定薬物及び同法第 76 条の 4 に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令」(令和 5 年厚生労働省令第 86 号) で新たに指定された 3 指定薬物と同じ薬物であり、同省令は公布の日から起算して十日を経過した日 (令和 5 年 7 月 1 日) から施行されることから、同条例第 11 条第 1 項の規定により、同省令の施行日に指定は失効することを申し添えます。

なお、大臣指定薬物 2- (3-クロロフェニル)-3-メチルモルフォリン及びその塩類は、知事指定薬物である (2R, 3R)-2- (3-クロロフェニル)-3-メチルモルフォリン、(2S, 3S)-2- (3-クロロフェニル)-3-メチルモルフォリン及びそれらの塩類の立体異性体を区別せずに、一括で指定したものです。

問合せ先
献血・薬物対策グループ 井口
電話 (045)210-1111 内線 4973

別記

- ・ 公益社団法人 神奈川県医師会長
- ・ 公益社団法人 神奈川県歯科医師会長
- ・ 公益社団法人 神奈川県獣医師会長
- ・ 公益社団法人 神奈川県薬剤師会長
- ・ 公益社団法人 神奈川県病院協会会長
- ・ 公益社団法人 神奈川県病院薬剤師会長
- ・ 一般社団法人 神奈川県精神科病院協会会長
- ・ 神奈川県医薬品卸業協会 理事長
- ・ 神奈川県麻薬卸売協会 理事長
- ・ 神奈川県製薬協会会長
- ・ 神奈川県精神神経科診療所協会会長
- ・ 一般社団法人 日本チェーンドラッグストア協会神奈川支部長